

会 議 録

会議の名称	第20回 小川町学校再編等審議会			
開催日時	令和3年1月27日(水) 午後 6時30分 ~ 午後 7時45分			
開催場所	小川町役場 3階 大会議室			
出席者	役職名	氏名	役職名	氏名
	会長	高橋 守	委員	柏俣 厚一
	副会長	内田 清	委員	杉田 あかね
	副会長	瀬上 仁直	委員	塩谷 武
	委員	松本 孝	委員	鈴木 好幸
	委員	原 一	委員	鯨井 均
	委員	笠原 康司	委員	小野寺重雄
	委員	鈴木 幸博	委員	末藤 嘉博
	委員	佐藤由香里	委員	田中 守
	委員	遠藤奈津美	委員	寺井 貴弘
欠席者	役職名	氏名	役職名	氏名
会議の内容	1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1) 前回会議録等について (2) 長期計画に関する答申案の検討について (3) その他 4 事務連絡 5 閉会			
会議の公開又は非公開の別	公開			
非公開理由				
傍聴人の数	1名			
発言の内容	別紙「審議内容」のとおり			

会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 0 回小川町学校再編等審議会次第 ・ 第 1 9 回小川町学校再編等審議会会議録（案） ・ 小川町立小中学校の長期再編計画について（答申）案
事務局	学校教育課
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
そ の 他 の 必 要 事 項	
会議録の確定	<p>令和3年2月17日</p> <p style="text-align: center;">会 長 高 橋 守</p>

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

司会)

定刻により開始

1 開会

瀬上副会長

2 あいさつ

高橋会長

3 議題

(1)前回会議録等について

高橋会長) それでは条例に基づき、議事を進行させていただきます。

最初に、(1)前回会議録等についてです。この会議録（案）について、何か訂正がありますでしょうか。

特になければご承認いただいたということで、後ほど署名したいと思います。ありがとうございました。

(2)長期計画に関する答申案の検討について

高橋会長) 続いて、長期計画に関する答申案の検討に移りたいと思います。本日は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言中であることにより、会場の使用が午後8時00分には片付けも含めて終了する必要があります。

そのため、進行に当たっては、資料の読み上げ等はいたしません。出来るだけ皆さんの総意により、仕上げを行いたいと思っております。よろしく願います。

これまで様々なご意見があり、統一できない部分については、私の作成した答申の原案では、多数の意見で集約するという事を考慮し、文章としてまとめました。

そこで、この文章が、これまでの審議会の審議の主旨と異なっているところがありましたら、その部分についてご意見をいただけたらと思っております。誤字や文章表現等の部分で訂正したほうがよいという部分がありましたら、これはご指摘だけいただき、後ほど正副会長で相談しながら、文章を仕上げたいと思います。そのような流れでよろしいでしょうか。

(委員承認)

高橋会長) それではそのような流れで進めていきたいと思っております。

はじめに、前回の続きからということで、観点別に進めていきたいと思っております。本日は、P.18「統合に関わる学校の施設・設備・予算」の部分から進めていきたいと思っております。この部分でご意見ありましたら、ご指摘をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

特にございませんか。

(委員承認)

高橋会長) 特にないようですので、「統合に関わる学校の施設・設備・予算」については、これで終了とさせていただきます。

続いて、P. 21「地域・保護者」の観点についてです。この部分について、ご意見ございましたらお願いいたします。

笠原委員) 1行目の文章中、「関わる」とすべきところが「関わ」となっている部分があり、脱字と思われま。

高橋会長) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

佐藤委員) 4行目の文章中「対応じて」とありますが、「対応して」の誤りだと思います。

高橋会長) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
あとはよろしいですか。

鯨井委員) 誤字脱字は後で確認いただければよいのではないのでしょうか。

高橋会長) では、「地域・保護者」については、以上で終了とさせていただきます。

次に、P. 23「再編計画の期間」に移りたいと思います。これについては、事務局から、懸念事項ということで委員あてに事前に通知が届いておりました。その内容について、この場で少し確認をさせていただきたいと思います。

1点目として、四角で囲まれた結論部分の中の小学校の統合①に、「小学校の統合は、西中学校の改築のために生じた補助金の返還や起債の一括償還の課題を解決できる令和7年度以降で、西中学校の小学校への改築工事が終了となるできるだけ早い時期とする。」という表現があります。この部分について、「令和7年度以降」と書いてあると、令和7年度に統合ができるという誤解が生じる可能性があるのではないかと、ということです。

また、年度途中で統合するということが、通常考え難いということが懸念事項として記されておりました。

2点目として、P. 24の7行目、「なお、小学校の再編統合は、町内全校の小学校を対象に再編するという点で、町内の児童が同時に新設校で学習するという形態になるように、新設校2校の開設を同時に行うことが望ましいといえます。」という部分について、町としては、同時に開設するということが、実現可能性が低いという見通しのことが書かれておりました。

事務局からの事前通知の内容は、以上の2点であったかと思いますが、よろしいですか。

事務局) はい。

高橋会長) 事務局の配慮で、時間短縮のために確認事項を事前にお知らせしたということです。

私がこの文章をこのようにまとめた経緯について、少し説明をさせていただきます。令和7年度以降と書いたのは、グループワークの中で、できるだけ早期にということと、年度を明確に示さなければいつになるかわからないという

意見が出ていたことを踏まえ、補助金の返還等に係る問題が、令和7年度には解決できるということから、令和7年度以降としました。

しかし、すぐには統合できません。改築工事が必要になりますので、そのために、改築工事が終了となるできるだけ早い時期という表現にさせていただきました。この表現ですと、年度中でと解釈される場合もあるし、令和7年度に統合が行われると思われる方もいるかもしれないという事務局のご心配だったのかなと思います。

もう一つ付け加えますと、その部分について「小学校の統合は」という表現になっています。小学校の統合というと、小学校を統合して西側と東側にそれぞれ1校できることとなりますが、補助金の返還等については、西側の小学校に関する事項です。東側の小学校については、その問題はありません。

この審議会の中では、統合後の2校の小学校について、どちらを先にするかという議論はしてきませんでした。私を含め、委員の皆さまの考えの中では、小学校の統合は当然に両校一緒に行くという考えの元に、審議を行ってきたのかなと思いますので、この表現でよいかどうか、という点でご意見いただけたらと思います。

この件について、皆さまいかがでしょうか。

鯨井委員) 令和7年度以降ということですし、令和9年度や令和10年度になる可能性もあるわけですから、この表現のままでよいのではないのでしょうか。

高橋会長) P.24の下段に、統合に向けた流れについて表した図表を付けさせていただきました。令和7年度に補助金等の問題が解決しても、工事が仮に2年かかった場合には、統合は令和9年度になります。また、1年で工事が完了すれば、統合は令和8年度にできる可能性もあるかもしれません。この工事の見通しは現時点で立たないので、できるだけ早期にという表現にさせていただきました。

工事がどれほどかかるか明確にわからない状況ですので、統合年度をはっきり記載することも難しいのではないかととも思います。

ここは、このままでよろしいでしょうか。

事務局) 会長よろしいでしょうか。説明をさせていただきます。

一緒にお配りしましたカラーの資料をご覧いただければと思います。例としての統合計画に係る工程表です。

答申書案P.23の四角で囲まれた部分には、2つ結論が書いてあります。小学校の統合と中学校の統合です。これを、この記述を別個のものだという捉え方でいけば、小学校の統合は令和7年度以降に行くことは可能です。例えば、西中学校には関係のない小川小学校の位置にできる小学校に八和田小学校を統合することは、条件を整えば令和7年度に開校することはできます。早めれば、令和6年度とすることも可能です。

しかし、このP.23の小学校の統合はどう見ても、記述の方法が、西中学校の改築のために生じた補助金の返還等に関するものであり、これは、どちらかというと西中学校のことをうたっていますので、この令和7年度以降の小学校の統合というのは、西中学校の位置にできる小学校のことを想定していると解釈するのが通常だと考えます。

今度は四角の中の中学校の統合に関する部分を見ていただくと、西中学校という中学校としての機能を廃止することができるのは、令和6年度末です。つまり、令和7年3月31日までは、西中学校は中学校として使わざるを得ません。それが、補助金の10年が経過するのが令和6年度末ということです。ですから、西中学校の改築に着手することは、令和6年度中にはできません。西中学校を廃止して、工事に着手するのは、令和7年度からということになります。答申案の中では、2年間かけて工事等を行い、統合するのは令和9年度と示されています。

ただ、これを早くし、西中学校は、設計や工事、統合準備等を含めてすべてを1年間で行うということであれば、令和8年度に西中学校の位置に小学校を開校することができるかもしれませんが、現実的にそれは困難です。西中学校を小学校に変え、併せて統合準備を行うということは難しいと思います。いずれにしても、西中学校の位置にできる小学校の統合は、令和8年度にかかってしまうことになります。

そのことを踏まえると、どう考えても令和8年度ですので、西中学校の位置にできる小学校が令和7年度中にできるということはありません。令和6年度中は西中学校として使用されており、令和7年度中に小学校にする準備を行うので、早くても令和8年度です。

そのため、答申案に記載のある結論部分の記述である「令和7年度以降」というのは、論理的に矛盾が生じます。西中学校の位置にできる小学校については、自然と令和8年度以降ということになると考えます。小川小学校の位置にできる小学校については、西中学校とは関わりがないので、令和6年度でも令和7年度でも、条件等が揃えば開設することができる、ということでもあります。

ですから、小学校の統合①の部分の結論中の「令和7年度以降」という文言をいかすのであれば、それは小川小学校の位置にできる小学校のことをいっているという解釈が成り立つような文章である必要があると思います。西中学校の位置にできる小学校については、令和7年度ということはありません。

以上です。

高橋会長) 事務局からの説明でした。表現は、「令和7年度以降で改築工事が終了となるできるだけ早い時期」と書いてありますので、やはり統合には工事をやらなくてはならないのだと思います。よって、このままでもよいのではないかと私は思います。

令和7年度以降すぐに工事をすることはできませんが、工事に要する具体的な期間がわからないので、そのような表現にしたということです。令和8年度とか9年度と書いてしまうと、かえってそれに縛られる可能性もあるのかなと思いました。

事務局) 会長よろしいですか。もう一つ前提があります。

令和7年度から工事が始まって、両小学校が同時にスタートするということは、令和7年度途中で統合するというのであれば、あり得ると思います。西中学校の工事に着手するという事は、繰り返しますが令和7年度になってからです。そして、3か月程度で工事を仕上げ、新しい小学校を令和7年度中の例えば9月や12月に開校するというのであれば、それは令和7年度ということもあり得ます。委員の皆さまが年度途中からの新校スタートの可能性もある

という考えで、令和7年度ということであれば、皆さまの考え方とこの答申案は合致していますが、年度途中での統合は、普通はあり得ませんし、おそらくそのような計画にはならないのではないかと考えます。

ですから、令和7年度中は、西中学校の位置にできる小学校の統合はあり得ない、ということでもあります。

高橋会長) おそらく委員の皆さまも、年度途中で統合するという考えではなく、年度単位で考えてきたと思います。表現として、令和7年度以降で工事が終わったその次の年度ということになると思います。

「できるだけ早い時期」という表現は、次の年度の早い時期という意味合いで書きました。明確に年度当初の統合であるということを書き加えるということであれば、「工事が終了した後のできるだけ早い年度の初め」というようにすればはっきりするとは思いますが、皆さまあまりそのようには考えてこなかったのではないかと思います。

年度単位で大体説明がつくのかなと思いますが、いかがでしょうか。

末藤委員) 令和7年度以降と記載しているのは、補助金の問題が解消されるということを表す意味で用いている文言であり、事務局が指摘するように令和8年度としてしまっただけでは、その理由を書かなければならなくなります。

我々としては、令和7年度以降という言い方しかできないと思います。ですから、この表現の方法しかないと思います。

内田副会長) 令和7年度の解釈ですが、なぜ令和7年度ということをしているかといえば、やはり補助金等のことに関して基点となる年度であるために、明記することで見せているということだと思います。

私はそのように捉えていますので、この書き方で特に問題はないと思います。

事務局) よろしいですか。

文章を見ていただくとわかりますが、①は「小学校の統合は」が主語となっています。統合というのは、学校がスタートすることを統合といいますので、工事が始まることは統合ではありません。「小学校の統合は」から始まる文脈において、「令和7年度以降で」ということは、令和7年度にも統合はあり得るということを行っています。これは自己矛盾です。

令和7年度途中での統合もあるという委員皆さまのお考えであれば、令和7年度ということもありますが、委員の皆さま全員が年度当初の統合を想定しているということであれば、令和7年度に統合が行われることはあり得ません。少なくとも、西中学校の位置にできる小学校の統合は、論理的にあり得ません。

西中学校は、令和7年3月31日までは、着手することはできません。中学校としての機能を維持しなければいけませんので、工事が行われるのは令和7年4月1日以降です。そして、西中学校を小学校にするのに、工事をしないということはありませんので、工事が入り、統合準備委員会を開いてソフト的な面を調整する準備が令和7年度に行われるわけですので、令和7年度中の開校というのは、あり得ません。

開校は令和8年度以降しかできません。「小学校の統合は」という言葉が主語として使われるのであれば、小学校の統合は令和8年度以降しかあり得ません。

高橋会長) この文章の書き方の問題かもしれませんが、「令和7年度以降で、西中学校の小学校への改築工事が終了となるできるだけ早い時期」と書いてありますので、令和7年度にすぐやるとは書いていません。

この文章の内「改修工事が終了となる」と書いてありますので、工事が2年かかるのであれば令和9年度となる、という意味で私は書いたつもりですが、その解釈では好ましくないのでしょうか。

事務局) 統合の可能性のある年度が書かれるべきであり、令和7年度の統合の可能性がないにも関わらず、統合時期について「令和7年度以降で」とするのは、記述としておかしいと思います。

高橋会長) この令和7年度というのは、その前段の文章の「西中学校の改築のために生じた補助金の返還や起債の一括償還の課題を解決できる」の続きであり、課題を解決できるのは令和7年度であるという意味での言葉です。

事務局) そうであるならば、課題が解決できるのは令和7年度以降である、と記したうえで、その後、このため小学校の統合は、として改めて主語を変えて記述すべきです。「小学校の統合は」が、令和7年度にかかるとおかしいので、補助金等に係る課題に関してだけ言うのであれば、前段でそれを書き、その後、小学校の統合について書くという形をとるべきです。

高橋会長) 二つのことを一つの文章の中で記している部分があるので、ここは表現の問題ということにさせていただければと思います。

要は、この部分はP.24の下の方にもあるように、工事を行い、1年で工事が終われば令和8年度に統合できるし、2年かかれば令和9年度に統合となる、だけれども令和8年度とか令和9年度という形で具体的に書かない方がよいだろうということで、このような表現にしています。

今、事務局がいわれるように、この二つの文章を分けて表現を直し、わかりやすくするというのであれば、そのようにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

末藤委員) 事務局と相談してください。私は答申案の文章のままで意味が通ると思います。

高橋会長) 読み取り方の違いということなので、主旨はわかりましたので、また事務局と相談し、修正をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

皆さまの意見としては、できるだけ早くということがありました。そして、補助金に係る問題が解決できる時期というのがありましたので、それは明記しなければ、いたずらに統合時期が遅くなるということが懸念されるという意見が多かったと受け止めています。

よろしいですか。

(委員承認)

高橋会長) はい。では、もう一点へ移ります。

もう一点は、小学校を2校同時にという表現の部分です。実際問題として、町としては、同時にすることはできないということなので、もしそうであるならば、我々としては、なかなか見えない部分ではありますが、できないものを書いては仕方がありません。

方法としては、P.24の7行目、「なお」から始まる段落を削除し、2校同時にということについては書かないこととすればよいのかなと、私は考えましたが、いかがでしょうか。

事務局) 会長よろしいですか。

できるだけ早い時期ということで、委員の皆さまのお気持ちについては承知をしております。誤解があってはいけないと思いましたので確認をいたします。

統合時期については、委員の皆さまのご意見として、年度当初の統合しか考えていない、ということよろしいでしょうか。工事が終了したできるだけ早い時期というと、工事が仮に半年で終われば、当該年度途中からでも統合できるのではないかと捉え方もあります。そうであるならば、「できるだけ早い時期の年度当初とする」というような表現にしておくと思えます。

高橋会長) できるだけ早い時期というところを、できるだけ早い年度当初にということですね。

末藤委員) 質問よろしいですか。

本日の審議会にあたり事前送付された事務局からの資料では、年度の記載がありません。町の資料はいつもそうです。おかしいではないですか。

高橋会長) 答申書は、いろいろな方が読まれるので、誤解を招かないようにという意味で、今事務局から話があったものと思います。表現は様々なものがありますが、誤解を招かないようにということであれば、年度当初という言葉を入れてもよいかなと思います。

事務局) 会長よろしいですか。先ほどの末藤委員のご質問にお答えします。

この事務局が作成した資料は、答申文案自体には関係ありません。この表を入れてもらいたいとかそういった発言はしていません。

この資料は、先ほど議論に上がった令和7年度以降ということに関して、委員の皆さまに考察していただくための、わかりやすいイメージとしてお作りしたものです。

しかしながら、この資料に書かれているのは、確かに年度という文字の記載が落ちています。それは、末藤委員のご指摘のとおりです。これは、それぞれの年度という意味で作成したものであり、表の右端は年度末を示しています。その点においては、この資料は不正確です。末藤委員がおっしゃるように訂正をさせていただきます。

高橋会長) よろしいでしょうか。時間もだいぶ経過してまいりました。

ほかに、事務局の懸念事項に関する部分について、ご意見ございますか。

末藤委員) P.24の下段の表中、「令和11年」とありますが、「令和11年度」が正

しいと思います。

高橋会長) ありがとうございます。
では、ここはよろしいですか。

(委員承認)

高橋会長) では次に P. 25 部活動の観点に移りたいと思います。

部活動の部分で、特に主旨と異なる表現等がございましたら、ご指摘いただけたいと思います。

特にございませんか、よろしいでしょうか。

原委員) 戻ってしまいましたが、ひとつ前の観点のことについてよろしいですか。

高橋会長) 部活動ではなく、前の観点についてですね。

原委員) 小学校の統合に関するところで、「新設校 2 校の開設を同時に行うことが望ましいといえます。」という文章を削除したと思います。この答申文は、2 校同時に小学校の統合を行うこととして作成されたものですので、小川小学校の位置にできる小学校の統合をもっと早めることができるのに、西中学校にできる小学校に合わせてやっているような形になっています。

なぜ、小川小学校の位置にできる小学校の統合が先にできないのか、という理由が書かれていません。その理由を記載しておかないと、読んだ方が、なぜ統合できるのにしないのかという疑問が生じるのではないかと思います。

高橋会長) この部分を削除することによって、小川小学校のほうが早くできるのになぜやらないのか、という意見が出てくるかもしれないから、その理由を書いておいた方がよいのではないかと、というご意見ですね。

この部分は、事務局とすると、中学校も含めて 3 校同時に統合を行うことはできないということがあるので、同時に実行できないとなると、別々にという形に当然なります。そして、その理由を書くには、統合する小学校 2 校のうち、どちらの統合を先に実施するべきかという結論付けをしないといけないわけですが、この審議会としては、その部分については審議をしてきませんでした。

原委員) 先ほどの事務局の説明ですと、小川小学校の位置にできる小学校は、条件次第では、令和 6 年度に統合することも可能だという話もありましたので、一般の方は、もっと早くできたのではないかと思う方もいるかもしれません。

高橋会長) そうすると、小川小学校の位置にできる小学校を先に行うという形になるということでしょうか。

原委員) または理由を付して、書くかでしょうか。

高橋会長) その理由を付けてということになりますが、理由を書かなければいけないでしょうか。

原委員) 西中学校の位置にできる小学校は、西中学校を改築しなければ使用できませんが、小川小学校の位置にできる小学校は、そういった制約はありません。理由がないのに統合を延ばすことになる可能性があることについて、どうなのかなと思います。

高橋会長) 事務局から説明のあった懸念事項のような実務的な内容を、理由として答申書に書くということは、大変難しいことだと思います。ですから、それは事務局が実際に事業を進めていく中で説明をしていくということになるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

末藤委員) その議論を深堀すると、小学校も八和田小学校の統合も早くできるということですよ。だから、我々はこれまでそのような議論はしてきていないのですよ。小学校は、同じ時期に統合するという事しか議論してきていないので、今この段階に来てそれを検討することは困難だと思います。
練り直さなければいけない事項だと思います。

原委員) であれば、理由を書いていたければよいのかなと思います。

高橋会長) 理由を書こうにも、その理由を審議しなければ書けません。

原委員) グループワークでは、早められるのであれば、2年後でもできるのではないかという話は出させていただいていたのですが。

高橋会長) そういったものも含めて、「できるだけ早期に」というように書いたつもりです。実際には事務局が取り掛かっていく中で、どのくらい予算が取れるのか等はわからないことです。

瀬上副会長) 話が元に戻ってしまうようで申し訳ないですが、新設校2校の開設を同時に行うことが望ましいということは、この審議会の委員の皆さまの意見だと思います。短期計画の際もそうでしたが、審議会の意見として、答申した内容に対して、現実の計画では内容が異なっていたこともありました。バスの費用負担の部分等です。

ですからこの部分も、審議会としては同時に行うことが望ましい、という形で答申し、それを受けて町が具体的に進めていく中で、答申の内容とずれること自体は、問題ないのではないのでしょうか。そういった意味では、どちらに転んでも大丈夫な文章となっているのではないかと思います。

審議会としてはこれが望ましいという意見ですから。

高橋会長) 今のご意見は、P. 24 の7行目の「なお」から始まる、新設校2校を同時に開設することが望ましいということについて記述した段落について、削除するをいたしました。やはり削除はせず、そのままとするのがよい、というご意見でした。

末藤委員) 会長、多数決を取ってはいかがでしょう。

高橋会長) よろしいですか。では、瀬上副会長のご意見でよいということで、元に戻すということに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員多数の挙手により承認)

高橋会長) はい、ではそのようにいたします。事務局としては、書いてはあるが実際にはできない、という状況もあるかもしれませんが、その場合には理由を説明していただくということになると思います。

審議会としては、望ましい意見として、結論付けたいと思います。
原委員もよろしいですか。

原委員) はい。

高橋会長) それでは、次の部活動について、特にありますでしょうか。
ごいませんか。

(委員承認)

高橋会長) では、続いて、P. 26 総合的な視点に移りたいと思います。この部分についていかがでしょうか。

鈴木好幸委員) 総合的な視点という中で、四角の中の①②について、学校とまちづくりの関係が出てくるかと思いますが、P. 27 の理由に関して、文言についての提案があります。ご協議をお願いします。

まず<理由>①について、6行目「「住みよいまちづくり」「魅力あるまちづくり」が推進できると考えます。」の部分について、次のような文言の方がよいのではないかと考えました。「「小川町に住んでよかった」「小川町に住んでいてよかった」といったまちづくりが推進できると考えます。」

これについて、ご協議いただければありがたいと思います。

高橋会長) 「住みよいまちづくり」という部分を「小川町に住んでよかった」、「魅力あるまちづくり」を「小川町に住んでいてよかった」とするというご意見です。いかがでしょうか。

両方とも魅力あるまちづくりのことについていっているので、その表現のほうが良いということであれば、まちづくりについては、いろいろと専門にやって来られた鈴木好幸委員ですので、そのご意見ということで、よろしいでしょうか。

末藤委員) 私は会長の文案のほうが良いと思います。「住んでよかった」「住んでいてよかった」というのは、現実を見ますと、転校している家族等も東小川地区にはいます。住んでいてよかったという声はどこからも出てきていません。

そういうことがありますから、将来を託すのであれば、「住みよいまちづくり」「魅力あるまちづくり」このほうが良いと思います。

高橋会長) 大変厳しいご意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

鈴木好幸委員) 「住みよいまちづくり」というのは、一般的に使われている言い回しですよ。

高橋会長) 「住みよいまちづくり」というのはどこでも使われている一般的な文言なので、もうちょっと実感のこもった表現がよいということですが、いかがでしょうか。

鯨井委員) 新しい人を呼び込むには、原文のままのほうがよいような気がします。既に住んでいる人を中心しているのが鈴木委員の意見だと感じます。新しい人を呼び込むことを考えると、会長の原案の文がよいと思います。

高橋会長) この表現は、学校再編という問題が出てきたときに、どのような学校にしたほうがよいのかという大きな問題があり、ただ統合するだけでは、町の予算上のことや、児童生徒数の減少に対応するだけのことになってしまうので、やはり統合するのであれば、それなりに充実した学校を作るというイメージがあってもよいのではないかという思いがありました。学校を再編するにあたっては、小川で学びたいというような学校になることがよいという思いで、このような文章を入れました。

現実にそれができるかどうかというのは、難しい問題がありますが、一応審議会の意見の集約という形でこのように書かせていただきました。

どちらかといえば、鯨井委員がおっしゃったように、町外の人に向かって小川町に来てください、というようなイメージもありますので、ここはこのままでよろしいですか。

鈴木好幸委員) もう一点あるのですが、よろしいですか。

<理由>②の、5行目「小川町の資源である木材を有効活用していくことが望ましいと考えます。」の部分で、「小川町の資源である木材を含め地場材を有効活用していくことが望ましいと考えます。」とするのがよいと思います。

木材のほかにも、例えば和紙等も使えるのではないかと思いますので。

高橋会長) この部分についてはそのように入れていくということではよろしいでしょうか。

(委員承認)

高橋会長) はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

特にはよろしいでしょうか。また、審議会に伴ってのまちづくりの展望は、別枠として最後に入れさせていただきました。

では答申の内容については、ここまでで終了ということではよろしいでしょうか。

(委員承認)

高橋会長) はい、ありがとうございました。

では、最後に P.1 の私のあいさつ文について、皆さんのほうでここは違うという部分があればご指摘いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

今までの2年間の経緯についての思いを、私なりにまとめた形になっております。特に問題がなければこれで載せさせていただく形でよろしいでしょうか。

(委員承認)

高橋会長) 頷きが見られますので、これでまとめさせていただきたいと思います。もし、誤字等がありましたら、また指摘していただければと思います。

それでは、巻末に資料を付けさせていただいております。この資料のところで、皆さまの名簿を付けさせていただきましたが、この審議会については、2年間継続している方と、途中で交代している方がいらっしゃいます。年度途中での交代の方もいらしたので、私が作成した表は、年度で区切ってしまっています。

事務局に確認したところ、年度途中で交代した方については、氏名の下に委嘱の期間を入れることができるということですので、そのようにさせていただき、この表を作り直したいと思います。事務局に確認のうえ入れさせていただきますので、ご了承くださるようお願いいたします。

ほかにご意見ありますでしょうか。

末藤委員) 会長よろしいですか。

今は、「行政区長」という呼称はないと思うのですが。

高橋会長) どの部分でしょうか。

末藤委員) 資料2の委員名簿の区分のところですか。

高橋会長) 事務局で調べていただき、確認をしていただいでよろしいですか。

事務局) 確認いたします。

高橋会長) では、ありがとうございました。その部分は確認をして記載させていただきたいと思います。

それと一点確認をお願いいたします。本日の議事録についてですが、今回はありませんので、審議会での修正等ができません。私のほうで見させていただいて、会議録を確認し、署名のうえ事務局に提出するというご了解いただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員承認)

高橋会長) ありがとうございました。

議事は以上となります。皆さまのご協力をありがとうございました。

私の役はこれで、終了させていただきたいと思います。

4 事務連絡

(事務連絡)

- ・事務局より答申式について、正副会長と事務局で相談し日程を決めることについて各委員へ承認依頼。
- ・答申式は審議会とは別に実施し、委員報酬は出ないことについて確認。
- ・答申式の日程について、各委員にお知らせすることについて連絡。
- ・本日の議事録について、各委員に送付し確認いただくことについて連絡。

(小林教育長から委員へお礼のあいさつ)

5 閉会

内田副会長